

1. マイナ保険証への切り替えに伴い、9月以降に「資格情報のお知らせ」が配布されます。
2. 2024年11月1日のフリーランス新法施行について
3. 2024年の中小企業の賃上げ状況について
4. 令和5年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました
5. お盆期間営業について

1. マイナ保険証への切り替えに伴い、9月以降に「資格情報のお知らせ」が配布されます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、2024年12月2日以降、新規に健康保険証が発行されないことが決定しています。これに関連し、協会けんぽでは、2024年9月以降、全ての加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」を送付するとしています。「資格情報のお知らせ」に記載されている情報等の修正報告は各個人が対応することになっていますが、全被保険者分をまとめて会社に送付されますので、お知らせが届いたら必ず各従業員に配布することを忘れないように対応をお願いいたします。

2. 2024年11月1日のフリーランス新法施行について

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきています。その様な中、フリーランスの方が取引先との関係で様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになってきました。このため、政府は個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴う個人であるフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスとの業務委託取引について、業種横断的に共通する最低限のルールを設ける事を目的として、2024年11月1日にフリーランス新法が施行されます。この法律は関係省庁が、内閣官房、中小企業庁、厚生労働省と複数に渡っており、各省庁が担当領域をもって制度設計がなされております。今回は、社会保険労務士の関係省庁である、厚生労働省が管掌する領域について、内容をご紹介します。

法律名：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

対象箇所：第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

第十二条 募集情報の的確な表示（不特定多数のフリーランスを募集する場合に適用）

広告等に記載された募集情報と実際の取引条件が異なることにより特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で取引条件に関するトラブルが生じたり、特定受託事業者がより希望に沿った別の取引をする機会を失ってしまうのを防ぐことを目的とする

法違反となる例

- ・意図的に実際の報酬額よりも高い表示をする（虚偽表示）
- ・実際に募集を行う企業と別の企業の名前で募集を行う（虚偽表示）
- ・報酬額の表示が、あくまで一例であるにもかかわらず、その旨記載せず当該報酬が確約されているかの様に表示する（誤解を生じさせる表示）
- ・既に募集を終了しているのにも関わらず、削除せず表示し続ける（古い情報の表示）

第十三条 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務

特定受託事業者の多様な希望や働き方に応じて、特定業務委託事業者が柔軟に配慮を行うことにより、特定受託事業者が、育児介護等と両立しながらその有する能力を發揮しつつ業務を継続できる環境を整備することを目的とする

配慮の内容の一例

- ・妊婦検診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする
- ・育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務をできるようにしたりする

※令和6年7月22現在、具体的な配慮の考え方や対応の具体例については今後厚生労働大臣が明確化する

第十四条 ハラスメント対策に係る体制整備義務

ハラスメントは、特定受託事業者の尊厳や人格を傷つける行為として許されず、これにより引き起こされる特定受託事業者の就業環境の悪化・心身の不調・事業活動の中断や撤退を申しすることを目的とする

求められるハラスメント対策に係る整備体制の内容

- ・相談対応の体制の整備
 - ①フリーランスに対するハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化
 - ②フリーランスからの相談に適切に対応するために必要な体制の整備
 - ③ハラスメントが発生した場合の迅速かつ適切な対応
- ・相談を行ったことなどを理由とする不利益な取り扱いの禁止

第十六条 中途解除との事前予告義務

一定期間継続する取引において、特定業務委託事業者からの契約の中途解除や不更新を特定受託事業者に予め知らせ、特定受託事業者が次の取引に円滑に移行できるようにすることを目的とする

具体的対応内容

- ・一定期間継続する取引を途中で解約する場合や更新しない場合には、フリーランスに対し、少なくとも30日前までにその旨を予告しなければならない

・事前予告の日から契約満了までの間に、フリーランスが契約の中途解除や不更新の理由の開示を求めた場合には、発注事業者はその理由を開示しなければならない

3. 2024年の中小企業の賃上げ状況について

経団連が2024年6月13日に「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」の第1回集計結果を発表しました。なお、本調査は従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施されたもので、今回の結果は集計可能な226社の結果となっています。今春の中小企業の賃上げの総平均は、10,420円(3.92%)となり、昨年実績の7,864円と比較をすると、2,556円のプラスとなっています。()内の数値は単純平均

業種	2024年【第1回集計】			2023年【第1回集計】			
	社数(社)	回答額(円) (了承・要結合)	アップ率(%)	社数(社)	回答額(円) (了承・要結合)	アップ率(%)	
製造業	鉄鋼・非鉄金属	13	14,082	5.06	12	7,744	2.93
	機械金属	49	10,877	4.09	59	8,229	3.11
	電気機器	7	13,636	5.06	9	7,196	2.74
	輸送用機器	7	10,874	4.09	9	7,814	3.03
	化学	13	11,113	4.20	18	7,520	2.81
	紙・パルプ	7	10,844	4.05	9	8,049	3.19
	窯業	5	7,406	2.86	6	7,507	2.86
	繊維	8	7,707	3.28	13	5,923	2.62
	印刷・出版	6	7,719	2.48	5	8,870	2.69
	食品	10	15,053	6.02	12	7,507	2.79
	その他製造業	23	8,533	3.20	23	11,169	3.78
製造業平均	148	11,042 (10,148)	4.12 (3.88)	175	8,349 (7,771)	3.10 (3.00)	
非製造業	商業	23	10,188	4.01	31	8,179	3.06
	金融	2	3,703	1.36	5	4,761	2.11
	運輸・通信	21	8,102	3.13	27	6,004	2.31
	土木・建設	10	11,527	4.22	12	8,851	3.30
	ガス・電気	7	8,694	2.86	10	6,806	2.40
	その他非製造業	15	10,450	3.96	17	6,955	2.60
非製造業平均	78	9,286 (9,021)	3.53 (3.47)	102	7,076 (7,000)	2.68 (2.71)	
総平均	226	10,420 (9,759)	3.92 (3.74)	277	7,864 (7,487)	2.94 (2.90)	

(一社)日本経済団体連合会

4. 令和5年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました

厚生労働省から、令和5年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。本誌においては、この精神障害に関する事案の労災補償状況に注目して見ていきます。

全体	労災請求件数は3,575件で、前年度比892件の増加となり過去最多となった。また、支給決定件数は883件で前年度比173件の増加となり過去最多を更新している。
業種別	請求件数は「医療、福祉」888件、「製造業」499件、「卸売業、小売業」491件の順で多い。また、支給決定件数は「医療、福祉」219件、「製造業」121件、「卸売業、小売業」103件の順で多い。
年齢別	請求件数は「40歳～49歳」953件、「30歳～39歳」848件、「50歳～59歳」795件の順で多い。また、支給決定件数は「40歳～49歳」239件、「20歳～29歳」206件、「30歳～39歳」203件の順で多い。
時間外労働時間別	1か月平均について、支給決定件数において「20時間未満」63件が最も多い。次いで「100時間以上～120時間未満」55件の順に多い。
出来事別	支給決定件数において「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」157件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」111件、「セクシュアルハラスメントを受けた」103件の順に多い。

上記統計結果からもわかる通り、精神障害の労災請求件数や、支給決定件数は右肩上がりが増え続けている状況です。精神障害を発症した主な原因についても「パワハラ・セクハラ・勤務先の対人関係」に関わる労災支給決定件数が、全体の約45%と決して少なくない結果が出ています。事業所としてメンタルヘルスケア、ハラスメント対策の徹底が必要となってくるでしょう。

5. お盆期間営業について

当法人のお盆期間中の休業期間は以下のとおり予定しております。ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願い申し上げます。

8月10日 (土)	8月11日 (日)	8月12日 (月)	8月13日 (火)	8月14日 (水)	8月15日 (木)	8月16日 (金)	8月17日 (土)	8月18日 (日)	8月19日 (月)	8月20日 (火)
休日	休日	休日	休日	休日	休日	営業	休日	休日	営業	営業